

証券コード 4558

2026年6月9日

株 主 各 位

愛知県半田市亀崎北浦町二丁目15番地の1

株式会社中京医薬品

代表取締役社長 米 津 秀 二

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト等に「第48期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://chukyoiyakuhin.co.jp/ir/call/>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4558/teiiji/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

「銘柄名（会社名）」に「中京医薬品」または「コード」に当社証券コード「4558」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2026年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時30分
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 愛知県半田市星崎町三丁目39番地の10
知多信用金庫本店営業部 3階 ほしぎきホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

第48期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

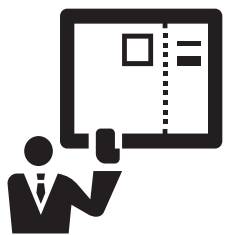
第2号議案 取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱い致します。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
 - ・本株主総会においては、**お土産の配布はございません。**あらかじめご了承ください。
 - ・電子提供措置事項のうち、本株主総会の招集ご通知には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、次の事項については掲載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- 従いまして、本株主総会の招集ご通知の当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した、対象書類の一部であります。

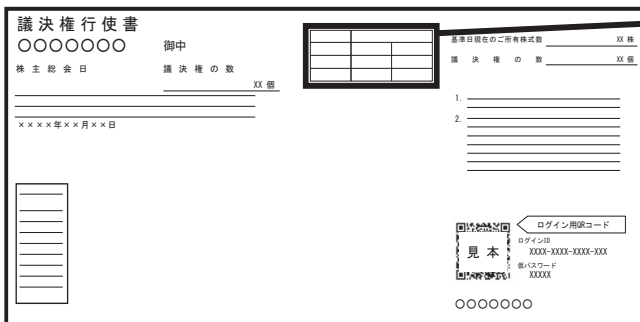


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時</p> <hr/> <p>2026年6月25日（木曜日） 午前10時30分 (受付開始:午前9時30分)</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2026年6月24日（水曜日） 午後6時00分入力完了分まで</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>2026年6月24日（水曜日） 午後6時00分到着分まで</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 〇〇 〇〇
××××年××月××日

議決権の数 〇〇 〇〇

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXX

見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1号議案**
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 第2号議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

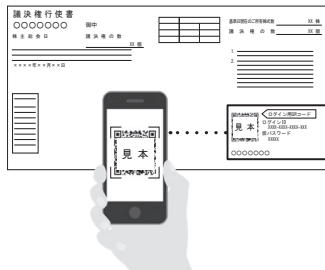
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」を
クリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）におけるわが国経済は、雇用環境の改善や所得の向上、インバウンド消費の拡大等を背景に緩やかな回復基調に推移し継続されていくことが期待されております。反面、他国の紛争の長期化や円安による原材料・エネルギー価格の高騰、気候変動等による食料品を含む物価高、人手不足による人件費上昇など先行きの不透明感が増しています。さらに、インフレリスクに伴う消費者の購買意欲の懸念など景気の先行きは依然として予断を許さない状況が続いています。

当業界におきましても、消費の回復傾向は見られるものの、人手不足や賃金コストの上昇、仕入・物流コストの増加など経営環境への厳しい状況が続きました。

このような環境の中で、当社は企業理念として掲げる「健康づくり、幸福づくり、人づくり」の具現化に向けて、お客さまの生活を支えるための商品開発や情報・サービスを多角的・多面的に拡充するトータルライフ・ケアを推進してまいりました。また、当社ならではの「ふれあい業」による人と人との絆によるヒューマンネットワークを広げ、お客さまや市場に継続的に評価をいただくことに努め、収益力と企業体質の強化を図ってまいりました。

家庭医薬品等販売事業小売部門（ヘルス・ケア事業）におきましては、仕入・原料コスト等の増加という厳しい環境に対応するため、販売価格等の適正化を実施し、収益性の改善に努めました。また、多様化する社会のニーズに応えるべくトータルライフ・ケアの推進を経営の柱として、商品開発や既存商品のリニューアルを積極的に実施しました。事業基盤の強化として、配置薬などの委託販売を推進することにより、安定した収益基盤の確立と、新たな顧客への販売、継続的な販売に取り組みました。また、生産性向上を目指し、商品群やサービス形態によるカテゴリー別アクションプランを策定し、その実行を強力に促進いたしました。人財確保においては、積極的な採用活動を行い、育成面では新入社員研修やフォローアップ研修、女性営業社員研修、階層別営業社員研修を通じて組織力の強化を図りました。今後は、お客さまとのふれあい業の強みを活かし、新しいサービスの創出や革新的な価値創造に注力してまいります。

家庭医薬品等販売事業卸売部門（ライフ・ケア事業）におきましては、他企業のストアPB（プライベートブランド）の拡大やクロスセルの実施により販売の拡大に努めました。さらに、冬季商品の継続的な販売、防災・備蓄対策商品等におけるペットボトル飲料の需要も高まり、販売に注力してまいりました。EC事業（インターネット通信販売事業）につきましても強化し、安定的な収益基盤の構築を図りました。

売水事業部門（アクアマジック事業）におきましては、10月以降においても例年以上の高温に伴い飲料水（12Lボトル）の売上は堅調に推移しました。近年、防災対策としての水の備蓄や熱中症対策として、ミネラルウォーター宅配市場の必要性が高まっており、中核事業の1つとして確固たる地位を確立することを目指しております。また、水関連商品等のサイドメニューのラインアップを拡充し、多様なお客さまへのニーズに対応することで利用促進を図りました。半田ウォータープラントについては、更なる品質の向上や生産性の効率化を図る為に最新鋭の設備を導入しました。2026年3月から新プラントでの製造を開始し順調に稼働しております。

ESG・SDGsにおきましては、その一環として「健康経営」にも取り組み、評価としては2026年3月に7年連続「健康経営優良法人2026（大規模法人）」の認定をいただきました。さらに、スポーツ庁が認定する「スポーツエールカンパニー2026」にも6年連続認定となり同庁から引き続き「ブロンズ認定」を受けました。当社は同庁主催の「Sport in life コンソーシアム」にも加盟しています。

また、国際社会貢献活動（きずなASSIST）を1994年から継続して取り組んでおり、アジア保健研修所（AHI）や、非営利活動法人と共に社会貢献活動を行っております。フードバンクへの食品の寄贈や大規模自然災害時には被災地への支援物資の発送や各自自治体との間ではアクアマジックのミネラルウォーターの供給を行う協定を結んでおります。

人財の定着と育成におきましては、積極的な採用活動はもとより、奨学金返還支援制度や人財育成の促進及びリテンション(人財の定着・維持)を重要テーマとした新人事制度を2024年4月より導入し、パフォーマンスの高さに応じた適正な処遇の向上を図りました。

その結果、当事業年度における売上高は6,569百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益は127百万円（前年同期比20.2%増）、経常利益は139百万円（前年同期比18.9%増）、また、当期純利益は83百万円（前年同期比85.2%増）となりました。

イ. 当事業年度における売上高の内訳

区分		主要品目	売上高(千円)	構成比(%)
配置品等	常備配置薬	風邪薬、胃腸薬等	557,521	8.5
	保健康品	健康食品等	1,601,889	24.4
	ドリンク	医薬品系飲料水、清涼飲料水等	621,842	9.5
	小計		2,781,253	42.4
医療品	遠赤外線寝具、保温肌着、医療用具等	532,949	8.1	
日用雑貨	除菌消臭剤、化粧品、入浴剤、ギフト等	222,849	3.4	
生活流通・その他	ペットボトル飲料水等	2,270,664	34.5	
計			5,807,716	88.4
売水事業	ミネラルウォーター		759,751	11.5
その他	生損保代理店手数料他		1,840	0.1
合計			6,569,307	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

ロ. 部門別売上高

部 門 名		第 47 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第 48 期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)	前 期 対 比	
				金 額	増 減 率
		千円	千円	千円	%
小 売 部 門		3,835,947	3,898,269	62,322	1.6
卸 売	F C 部 門	125,874	136,448	10,573	8.4
	一 般 流 通 部 門	1,623,585	1,772,998	149,412	9.2
	計	1,749,460	1,909,446	159,986	9.1
売 水 事 業 部 門		719,601	759,751	40,149	5.6
そ の 他		1,638	1,840	201	12.3
合 計		6,306,646	6,569,307	262,660	4.2

(注) その他には、売上高の内訳の中で受取手数料等があります。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資の総額は47百万円で、主なものは、機械及び装置の増加38百万円であります。

③ 資金調達の状況

当会計年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として350百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

当社の財産および損益の状況

区 分	第 45 期 (2023年3月期)	第 46 期 (2024年3月期)	第 47 期 (2025年3月期)	第 48 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高(千円)	5,692,647	6,124,622	6,306,646	6,569,307
経 常 利 益(千円)	79,676	147,727	117,482	139,641
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	14,487	△27,318	45,148	83,612
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)(円)	1.36	△2.57	4.24	7.84
総 資 産(千円)	5,242,712	5,082,784	5,065,254	5,285,285
純 資 産(千円)	2,583,425	2,522,834	2,526,109	2,578,045
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	242.89	236.95	236.98	241.49

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境においては、世界経済は国家間の紛争、特に中東情勢に伴う地政学的リスクや国際情勢の変化、為替や物価の動向など、不確実性を伴う状況が続きました。さらに、企業環境下では賃金並びに金利の上昇や各種値上げ等によるコストの増加、人手不足に伴う人財確保、働き方改革に向けた適応やハラスメント、サイバーセキュリティ対策、大規模災害などによる事業継続計画（BCP）の策定など多岐にわたり対応が求められています。一方で、国内外では消費活動の回復や新たな需要の広がりも見られ、事業機会とリスクが併存する環境となっています。このような事業環境のもと、当社は、環境変化を的確に捉えつつ、収益性と成長性の両立を図り、持続的な成長につなげていくことが引き続き求められています。

そのため当社においては、中期経営計画「Challenge to Change！（変化への挑戦）」を掲げ、「より愛され、より親しまれる企業を目指して」、お客様への新しい価値創造と事業の変革、成長戦略の推進をしております。

また、当社は、トータルライフ・ケアを推進し、商品やサービス、情報を通じて、高付加価値な商品やサービスを提供してきました。これまで進めてきたふれあい業のビジネスモデルは着実に進展しており、今後はその取り組みを一層深化させることで、経済価値の向上を図っていくことが重要なテーマと考えております。

家庭医薬品等販売事業小売部門（ヘルス・ケア事業）は当社の中核事業であり、業績向上の為に①組織風土の改革、②生産性と収益性の向上、③既存顧客への付加価値向上、④新規顧客の創造、⑤社員エンゲージメントの構築を図ります。組織風土の改革は販売スタイルの方法の変化とプロセスマネジメントによる業績向上を図るための環境作りに取り組みます。また、当社はこの数年間で業務効率の改善や仕組みを整えたことにより休日日数の増加を実現しました。これは社員エンゲージメントを高めるだけでなく、優秀な人財の確保と離職率の低下をもたらし、結果としてより質の高いサービスを提供し続けることが可能となります。社員一人ひとりが生産性と収益性の向上の為に「量×質」の改善を図り、訪問軒数と販売ご利用率を増加させます。そのために買い回り商品の委託販売の強化にも努めます。しかしながら、労働集約型の事業のため休日の増加によって売上高に

関しては少なからず影響が出ると認識しております。既存顧客への付加価値向上としては新商品やスポット商材による販売展開、各事業の拡大、拡充と戦略強化に取り組みます。新規顧客の創造は顧客開拓による新陳代謝を促しご利用顧客を増やします。また、機動性のあるサテライトオフィスの開設を行います。社員エンゲージメントの構築については階層別教育と1 on 1面談の仕組化を構築し、採用については組織連携による新たな選考方法を取り入れ採用強化に取り組みます。

家庭医薬品等販売事業卸売部門(ライフ・ケア事業)におきましては、PB商品の開発・強化を図る為、雑貨商材や食品等の商品開発を行い、収益力向上と事業拡大を図ります。また、OEM企画営業を強化し、売上高の安定とスキルアップを目指していきます。さらに、安定的な収益基盤の構築のため、EC事業(インターネット通信販売事業)においては、新商品の投入を加速させ、更なる集客と売上高の増加を図ってまいります。

売水事業部門(アクアマジック事業)におきましては、顧客拡大と販売力強化のためにプッシュ型営業とプル型営業の戦略的活用により新規顧客開拓と増収を図ります。サービスと品質の向上により既存顧客の持続的価値創造に努めます。さらに、既存代理店・取次店の営業支援を高め、新規の代理店や取次店の開拓および他企業との事業提携やOEM製造受託の拡充に努め、新型ウォーターサーバーや新商品の開発を進めます。製造部門は商品の安定供給、安全品質の確保をもとに新工場の稼働率向上に努めコスト削減を図ります。

企業経営におきましては人財こそが核心であり、積極的な採用と階級別や新入社員の研修強化を図り、能力を活かし社員が成長できる組織環境を作り上げます。そのために2024年4月より導入した新人事制度をブラッシュアップしてまいります。「健康経営」、「女性活躍の推進」、「AIやDXへの適応」などの課題に対し、組織の垣根を越えて構成される人財による各種プロジェクトや委員会の実施により、更なる制度改革や成長戦略の推進を図ります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、救急箱(常備配置薬、保健品の一部、ドリンクの一部)を各家庭に配置して、使用分を販売する配置販売を行い、関連商品(保健品の一部、ドリンクの一部、医療品、日用雑貨およびギフトその他)は主として営業員が配置顧客に販売しております。また、加盟店を中心とする同業他社や一般流通市場に対し、当社の取扱商品を卸売販売しております。さらに、アクアマジックブランドにおいて「RO(逆浸透)膜方式」による水の製造プラントを自社所有し売水事業を展開しております。

(6) 主要な営業所等の状況 (2026年3月31日現在)

本 社 愛知県半田市
名古屋オフィス 愛知県名古屋市

営業所(53)

【北海道】	北海道	(2) 旭川、札幌東
【関東】	東京都	(1) 府中
	茨城県	(1) つくば
【中部】	新潟県	(2) 上越、長岡
	長野県	(5) 長野、松本、飯田、伊那、上田
	静岡県	(6) 浜松、静岡、掛川、藤枝、沼津、伊東
	岐阜県	(5) 高山、可児、中津川、岐阜東、大垣
	愛知県	(9) 半田、名古屋、岡崎、小牧、知立、津島、豊田、名古屋東、豊橋
【近畿】	三重県	(5) 松阪、四日市、津、鈴鹿、志摩
	滋賀県	(2) 守山、彦根
【中国】	広島県	(3) 東広島、尾道、広島
【四国】	香川県	(1) 坂出
【九州】	大分県	(1) 大分
	福岡県	(3) 福岡東、小倉、久留米
	佐賀県	(1) 佐賀
	宮崎県	(3) 都城、宮崎、高鍋
	熊本県	(2) 人吉、熊本
	鹿児島県	(1) 始良

アクアマジックウォーターショップ(6)

【中部】	愛知県	(4) 名東、半田、名西、豊川
【近畿】	三重県	(2) 松阪、鈴鹿

アクアマジックウォータープラント(2)

【中部】	愛知県	(1) 半田
【近畿】	三重県	(1) 鈴鹿
	計	(61)

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
298(110)	12名減 (2名減)	43.7	14.2	5,265,877

事業区分	従業員数(名)
小売部門	217(70)
卸売部門	7(1)
家庭医薬品等販売事業計	224(71)
売水事業部門	40(25)
その他	4(0)
全社 (共通)	30(14)
合計	298(110)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	275,000千円
知多信用金庫	267,500
株式会社名古屋銀行	175,014
株式会社大垣共立銀行	172,500
碧海信用金庫	169,980
株式会社三井住友銀行	142,500
株式会社百五銀行	122,220
株式会社三十三銀行	100,000

(9) 剰余金の配当等の決定方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。

なお、今期については、2025年12月10日に中間配当として1株当たり2.5円を実施しており、期末配当1株当たり2.5円と合計で1株当たり5円の利益配当を予定しております。

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,660,734株（自己株式787,813株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 8,734名（前期末比219名減）
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社マサユキコーポレーション	1,625,100株	14.9%
山 田 正 行	334,186	3.1
早 乙 女 修 司	289,400	2.7
知 多 信 用 金 庫	200,000	1.8
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	198,954	1.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	197,444	1.8
中京医薬品従業員持株会（きずな会）	161,368	1.5
杉 浦 直 幸	153,400	1.4
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	150,000	1.4
山 田 正 人	145,697	1.3

- (注) 1. 当社は自己株式787,813株を保有しておりますが、上記、上位10名の株主からは除外しております。なお、自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式197,444株を含んでおりません。
2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）は、従業員向け株式給付の信託先（197,444株）であります。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	7,332株	3名
社外取締役	-	-
監査役	-	-

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3.(2)取締役および監査役の報酬等の総額」に記載しております。

- (6) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 正 行	
代表取締役社長	米 津 秀 二	
取 締 役	飯 田 亨	コーポレート推進部担当
取 締 役	岩 崎 雷 凱	海外事業兼アクアマジック事業部担当
取 締 役	渡 邊 明	
取 締 役	今 枝 な ほ み	
常 勤 監 査 役	中 井 徹	
監 査 役	吉 田 和 永	ジーニアル総合法律事務所代表
監 査 役	杉 山 彰 洋	

- (注) 1. 取締役渡邊明氏および今枝なほみ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉田和永氏および杉山彰洋氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役杉山彰洋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、渡邊明氏、今枝なほみ氏および杉山彰洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役渡邊明氏、取締役今枝なほみ氏、監査役中井徹氏、監査役吉田和永氏および監査役杉山彰洋氏は120万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 当社は、取締役および監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約によって、被保険者である取締役および監査役がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金および争訟費用が填補されます。なお、被保険者は保険料を負担しておりません。
7. 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数および取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ適材適所の観点より、総合的に検討したうえで、取締役を指名しております。取締役・監査役のスキル一覧表「スキルマトリックス」は、次のとおりです。

取締役

氏名	●男性 ○女性	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験(※)										
			会社経営 事業運営	商品 サービス 開発	営業 マーケティング 開発	経営企画 資本政策	財務会計 税務	海外事業 国際性	人材開発	I T デジタル	法務・リス クマネジメント	社会貢献 多様性	
山田正行	●		●			●							●
米津秀二	●		●	●	●	●			●	●			
飯田 亨	●		●			●	●				●	●	
岩崎雷凱	●		●	●	●				●				●
渡邊 明	●	●		●	●								
今枝なほみ	○	●						●		●			●

(※)上記一覧表は、各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

監査役

氏名	●男性 ○女性	独立性 (社外のみ)	当社が期待する知見・経験(※)										
			会社経営 事業運営	商品 サービス 開発	営業 マーケティング 開発	経営企画 資本政策	財務会計 税務	海外事業 国際性	人材開発	I T デジタル	法務・リス クマネジメント	社会貢献 多様性	
中井 徹	●					●	●						
吉田和永	●	●										●	
杉山彰洋	●	●						●					

(※)上記一覧表は、各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬等	業績連動報酬 等	非金銭報酬 等	
取締役 (うち社外 取締役)	104,800千円 (4,800)	103,320千円 (4,800)	—	1,480千円 (—)	6名 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	12,000 (4,800)	12,000 (4,800)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外 役員)	116,800 (9,600)	115,320 (9,600)	—	1,480 (—)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は、2名）です。また、上記金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第43期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、4名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2009年6月23日開催の第31期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
4. 2013年6月21日開催の第35期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給について決議され、役員退職慰労引当金は、長期未払金へ振替えております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は、「(3) 報酬等の内容の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
6. 取締役会は、代表取締役会長山田正行氏に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬諮問委員会がその妥当性等について確認しております。

(3) 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、2021年6月25日開催の第43期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件を決議しております。さらに、2021年10月11日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置することを決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

①報酬設定の基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また、役員の役割および職責等にふさわしい適正な水準とすることを基本方針とし固定報酬および譲渡制限付株式の付与で構成します。

②固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて経営環境、他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の適切な関与、助言を得て金額を決定するものとします。

③非金銭報酬等の内容および非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆さまとの一層の価値共有を促進することを目的として、一定の譲渡制限期間を設けたうえで当社普通株式を交付します。譲渡制限付株式は、譲渡制限契約を締結したうえで、原則として毎年、当社と付与対象者との間で役位等に応じて決定された数の当社普通株式を交付します。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれも退任または退職する日までの期間とします。

④非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

支給割合は役位・職責・業績および目標達成度等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会の適切な関与、助言を得て設定されます。

⑤報酬限度額について

基本報酬の限度額については、2009年6月23日開催の第31期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）は、年額500百万円以内、監査役の報酬額は年額50百万円以内と定めています。なお、2021年6月25日開催の第43期定時株主総会の決議により、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬の報酬限度額として年額50百万円以内と定めています。役員退職慰労金制度は、2013年6月21日の第35期定時株主総会の日をもって廃止しました。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 渡邊 明	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。SNSを用いた営業手法を中心に質問・提言を行い、定期的な勉強会も実施しました。指名・報酬諮問委員会の委員長として取締役会が諮問した事項について審議および答申を行う等、期待された役割を果たしております。
社外取締役 今枝なほみ	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。女性目線での提言や、女性が働きやすい環境整備への助言を行いました。また、指名・報酬諮問委員会の委員として取締役会が諮問した事項について審議および答申を行う等、期待された役割を果たしております。
社外監査役 吉田和永	当事業年度に開催された取締役会12回および監査役会13回に出席いたしました。弁護士の立場から、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、リスク管理、契約書のあり方等を中心にアドバイス・提言を行いました。法律全般に対する注意喚起等、適宜必要な発言を行っております。
社外監査役 杉山彰洋	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての経験から、財務、会計、内部統制等のアドバイス・提言を行いました。また、賃金に関する意見等適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 監査法人 東海会計社

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,800千円
非監査業務に係る会計監査人の報酬等の額	—
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討し、会社法第399条等に基づき審議した結果、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針について2025年5月13日開催の当社取締役会において決定し、2025年6月26日開催の第47期定時株主総会において決議しております。

① 基本方針

当社は、当社株式が上場株式として自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の異動を伴う買付提案に対し、当社取締役会が賛同するか否かの判断についても、株主の皆さまのご意向を踏まえて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資さないものがあります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、大量買付者に、当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を提供させ、当該大量買付行

為について検討等を行う時間を確保した上で、当社取締役会が、株主の皆さまに対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆さまのために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが適切に判断することを可能とするための枠組みが必要不可欠であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業理念および企業価値の源泉

「健康に勝る幸福なし」と言われるように、健康は人間の幸福にとって最も大切なものです。そこで当社は、少しでもお客さまの健康のお役に立ちたい、もっと信頼していただける企業にしたいという一念から、創業の精神である「健康づくり、幸福づくり、人づくり」を企業理念として掲げ、今日までお客さまと共に歩む企業として懸命に努力を重ねてまいりました。その理念は、お客さまと常に感動・感激・感謝を共有し、幸福な暮らしを共に実現していくことにあります。

創業以来、「置き薬」という世界に類を見ない日本の伝統的な「先用後利」の思想とそのシステムを基本にして、「トータルライフ・ケア」の戦略を推進し、タイムリーな商品（プライベート・ブランド）、情報、サービスの提供をさせていただくことで、お客さまと直接ふれあうことの喜びや大切さを大事にしてまいりました。そして同時に、「予防は治療に勝る」ということから、お客さまを「病気にさせない」ことに大きな使命があると考えてまいりました。

この「ふれあい業」は近年のデジタル化する社会にあって、常に顔が見える、温もりが伝わるアナログにこだわることに価値をおきます。そこにはほのぼのとした心の通い合うお客さまとの信頼のきずながつくられていきます。こうした「ふれあい」は、本来の人間がもつ社会的欲求を満たし、生活習慣病をはじめとする様々な現代病や健康情報サービスへの不信・不安を少しでも払拭するために、人と人、心の「きずな」を大切にしたヒューマン・ネットワークを広げていくことによって、社会に対する約束を果たしていきます。

「伝統と革新」をもとに挑戦し続ける〈CHUKYO SPIRIT〉を発揮し、最強のパーソナル・コミュニケーションである「ふれあい業」をさらに、拡大、発展させていくことこそ、当社の企業価値の源泉であると考えます。

2. 企業価値の向上に資する取組み

当社が持続的な成長を目指していくためには、創意、熱意、誠意をもって三方良しの精神・共通善【みんなが幸せに生きるために、みんなにとって善いもの】による、よい商品よいサービスの提供とお客さま視点の経営を徹底し、「ふれあい業」の進化を重要施策とします。それには、①全社員の総力を掲げマーケティング活動による事業能力を高め、②お客さまに対する適切な情報・サービスの提供およびマーケット・インによる高品質な商品開発を推進し、③当社独自のフロントライン（お客さまとの多様な接点）の強化を一層進めていきます。また、「全社経営意識と経営指標」を重視して、市場・社会、法制度等の「変化対応力」を向上させ、強い企業体質を構築していきます。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は第47期定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本プラン」といいます。）を継続することを決議しました。本プランの具体的内容は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ（<https://chukyoiyakuhin.co.jp>）に掲載されている2025年5月13日付け当社プレスリリース「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続について」をご参照ください。

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付け等を対象とします。

大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、必要情報等を記載した買付説明書を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。大量買付者より必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は取締役会検討期間を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大に資するか否かという観点から、大量買付者の大量買付行為の評価を行います。その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・増大の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の検討を行います。独立委員会は、取締役会検討期間内に、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の決議その他必要な決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、増大させることを目的とすることから、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年とします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、当該大量買付に応じるか否かの判断のための一定の検討期間が経過した後にのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が毀損されると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

(2) 株主共同の利益を毀損するものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、本プランは、3年間のサンセット条項が付されているなど株主意思を重視するものであること、独立性のある社外者の判断を重視し情報開示により透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されていること、独立委員会は外部専門家等の助言を受けることができ判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みになっていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないことから、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	3,113,785	流動負債	1,843,704
現金及び預金	1,315,035	電子記録債務	73,083
受取手形	2,314	買掛金	291,929
電子記録債権	32,651	短期借入金	760,000
売掛金	548,081	1年内返済予定の長期借入金	193,368
契約資産	57,013	リース債務	8,081
商品及び製品	648,497	未払金	43,425
委託商品	420,156	未払費用	196,958
仕掛品	76	未払法人税等	31,387
貯蔵品	28,001	未払消費税等	32,019
その他	68,520	賞与引当金	169,000
貸倒引当金	△6,565	その他	44,452
固定資産	2,171,500	固定負債	863,535
有形固定資産	1,640,640	長期借入金	471,346
建物	393,855	リース債務	17,652
構築物	5,595	退職給付引当金	157,070
土地	1,196,678	株式給付引当金	37,399
リース資産	2,535	長期未払金	178,120
その他	41,974	長期預り保証金	1,947
無形固定資産	47,864	負債合計	2,707,240
ソフトウェア	1,689	(純資産の部)	
リース資産	22,887	株主資本	2,522,655
電話加入権	3,871	資本金	681,012
のれん	19,006	資本剰余金	526,904
その他	410	資本準備金	224,177
投資その他の資産	482,995	その他資本剰余金	302,726
投資有価証券	103,795	利益剰余金	1,606,766
長期預金	75,000	利益準備金	64,585
保険積立金	102,797	その他利益剰余金	1,542,181
差入保証金	60,723	圧縮記帳積立金	56,183
前払年金費用	78,365	別途積立金	727,610
繰延税金資産	57,074	繰越利益剰余金	758,387
その他	5,395	自己株式	△292,027
貸倒引当金	△155	評価・換算差額等	55,389
		その他有価証券評価差額金	55,389
資産合計	5,285,285	純資産合計	2,578,045
		負債・純資産合計	5,285,285

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

科 目	金 額	
		千円
売 上 高		6,569,307
売 上 原 価		2,853,601
売 上 総 利 益		3,715,706
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,588,281
営 業 利 益		127,424
営 業 外 収 益		26,266
営 業 外 費 用		14,050
経 常 利 益		139,641
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,257	4,257
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	859	
減 損 損 失	24,260	25,120
税 引 前 当 期 純 利 益		118,778
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	48,769	
法 人 税 等 調 整 額	△13,604	35,165
当 期 純 利 益		83,612

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社中京医薬品
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 大島 幸一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 早川 弘晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中京医薬品の2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況などを踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況については報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「監査法人東海会計社」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

株式会社中京医薬品 監査役会

常勤監査役	中井	徹
社外監査役	吉田	和永
社外監査役	杉山	彰洋

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開などを勘案して内部留保に意を用い、当期の期末配当を以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当金に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社の普通株式1株につき普通配当を金2円50銭といたしたいと存じます。なお、この場合の配当総額は、27,182,303円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役2名選任の件

新たに取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	とみ た こう へい 富田高平 (1965年10月11日生)	1990年10月 当社入社 2008年10月 当社総務部長 2012年1月 当社営業統括本部マーケティング部長 2013年4月 当社コーポレート本部人事総務部長 2021年6月 当社コーポレート本部財務部長 2023年4月 当社執行役員コーポレート本部財務部長 2025年10月 当社執行役員コーポレート推進部長(現任)	6,192株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社において長年にわたり経理、人事、財務、総務といったコーポレート部門の要職を歴任し、経営基盤の強化とガバナンス体制の構築に尽力してまいりました。また、マーケティングや営業推進等の事業運営にも携わった経験から、管理と事業の両面における高い専門性と幅広い見識を有しています。これらの実績を活かし、当社の持続的な成長と企業価値の向上に大きく寄与することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>			
2	なが た た く や 永田琢也 (1971年10月29日生)	1994年3月 当社入社 2013年4月 当社事業統括本部事業推進室部長 2015年4月 当社事業統括本部営業開発事業部長 2017年4月 当社コーポレート本部人事部長 2019年4月 当社事業統括本部事業戦略推進室部長 2019年10月 当社事業統括本部ヘルス・ケア事業部長 2023年4月 当社執行役員事業統括本部ヘルス・ケア事業部長 2025年10月 当社執行役員ヘルス・ケア事業部長(現任)	4,200株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、営業部門、人事部門、事業戦略部門等の多岐にわたる領域において責任者を務め、組織の活性化と事業拡大を強力に推進してまいりました。現在はヘルス・ケア事業を牽引し、当社の成長戦略において重要な役割を担っています。豊富な実務経験に裏打ちされた高い戦略遂行能力と経営的視点を併せ持っており、今後も当社の業績拡大と中長期的な発展を主導することが期待されるため、取締役候補者いたしました。</p>			

以上

メ モ

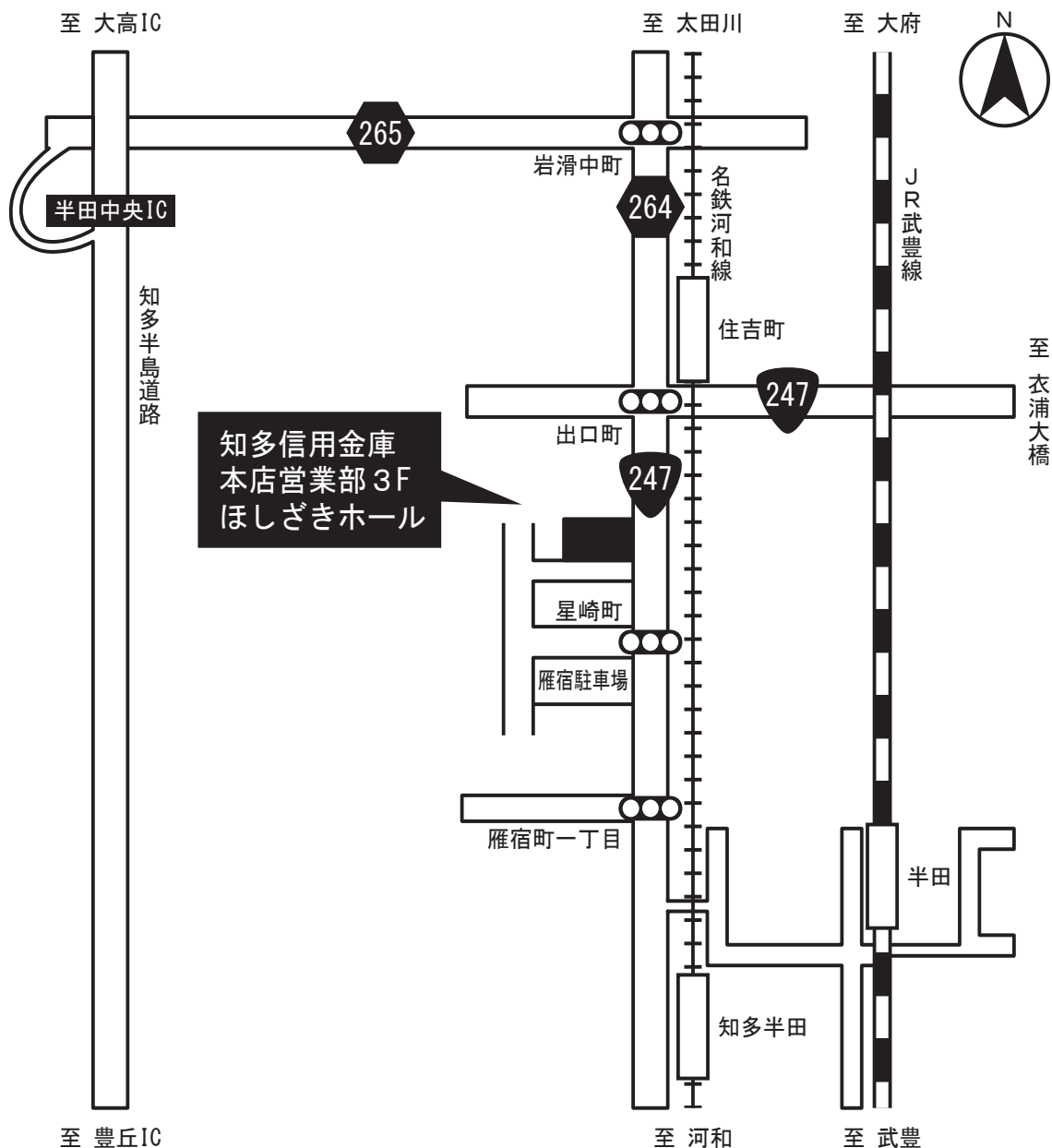
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県半田市星崎町三丁目39番地の10
 知多信用金庫本店営業部 3F ほしざきホール



- 交通機関
- ・公共交通機関をご利用の場合
 - 名鉄河和線知多半田駅下車西口から北へ徒歩5分
 - JR武豊線半田駅下車西へ徒歩15分
 - ・お車をご利用の場合
 - 知多半島道路半田中央ICから約3km
 - ほしざきホール南側の「雁宿駐車場」（収容263台）をご利用ください。
 - 駐車料金は各自ご負担ください。
 - 知多信用金庫本店営業部駐車場の利用はご遠慮ください。

